離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ　法第二条第二項の規定による公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第三号又は第四十五条第二項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 (1)　製造業又は旅館業　五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあっては二千万円とする。）以上のもの (2)　略 ［ロ　略］ ［二・三　略］ （対象設備に係る所得金額等の計算方法） **第三条**　前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。 一　その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用、旅館業用、情報サービス業用又は第一条に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額）） ［二　略］ ［2・3　略］	（法第二十条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　［同上］ 一　事業税　［同上］ イ　法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 (1)　製造業又は旅館業　五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあっては二千万円とする。）以上のもの (2)　同上 ［ロ　同上］ ［二・三　同上］ （対象設備に係る所得金額等の計算方法） **第三条**　［同上］ 一　その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）） ［二　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。